# 派遣報告

東日本大震災支援本部員 殿

平成25年12月24日 宮城県東部土木事務所 用地班 主幹 正木吉則 (三重県総務部人事課付け)

## 1. 自治法派遣

本県の職員力公簿制度、宮城県派遣(用地)に応募し、平成25年度、宮城県に派遣される。

### 2. 派遣の状況

宮城県土木部への派遣状況(平成25年10月7日現在)

平成24年度 31都道府県125名

平成25年度 30都道府県116名(要請138名)

東部土木事務所への派遣状況

平成25年度 事務吏員10名+技術吏員15名=25名用地班9名(三重2・奈良2・佐賀2・埼玉2・鳥取1)

# 3. 住環境

平成24年秋に完成した、中長期派遣職員用仮設寮に居住する(プレハブ仮設)。 家電製品等は、宮城県がレンタルしたものを借り受け、また自炊も可能である。 駐車場が手狭であること、2km未満であることから徒歩または自転車通勤である。 居住地、勤務箇所周辺は、日常生活に不自由をすることはない。

## 4. 職場環境

合同庁舎から約300m離れた単独庁舎である(1階は津波被害を受けた)。 定数68名程度の事務所に、プロパーの増員や派遣職員、期限付き職員等により130名体制となり、プレハブ事務所棟の設置により対応されている(用地班は本棟内)。

## 5. 業務概要(正木が担当する路河川の状況)

石巻市と東松島市の河川及び海岸の災害復旧事業に伴う用地買収である。

平成24年度は事業策定等が中心であり、用地班は事前調査が主たる業務であった。

平成25年度上半期は、用地買収を行なった事業箇所もあるが、詳細設計が未完了の事業箇所があるため、底地及び所在調査(相続等)を完了させ、下半期からは境界立会や用地買収が中心である。特に10月から(年度末まで、さらに次年度も)繁忙期である。

現在、地権者約500名、取得筆数約600筆の対応に追われている。

## 6. 用地班業務の全体像

河川と海岸復旧事業は、用地買収が本格的になってきたが、道路関係は今後、本格化してくる。東部土木事務所の用地補償の全体額は約8,462百万、取得筆数約2,900筆、地権

者数約2,600名である。

現在、用地班は20名体制であるが、現状でも人員不足であり、平成26年度以降の増員が 望まれる。

※ 用地補償の額、取得筆数、地権者数は平成25年10月現在(今後、変動あり)。

## 7. 復旧・復興事業の全体像

津波被害地域は、宮城県土木部所管の海岸、河川、道路事業、また同港湾所管の漁港事業等、また市町の集団移転対策事業、危険区域のまちづくり計画等、さらに国直轄事業と、各事業調整に相当の日数を要する。

平成27年度末の完成に向け、技術職及び用地職とも相応の経験者による人的確保は必須であると思われる。

# 8. 勤務状況

帰省以外、ほぼ休暇を取れていない。

現状 $80\sim100$ 時間/月の時間外勤務であるが、さらに用地業務が本格化することから、減少することはないと思われる。

## 9. その他

地権者または地元の方からは、復興支援に対する感謝の弁をいただくことが多い。

#### 10. 所感及び私見

30年以内の発生確率が88%の東海地震、連動予測される東南海・南海地震も含め、我が 三重県は被災県となる可能性は非常に大きく、受援県の職員として今回の宮城県派遣の持つ意 味の大きさを感じる。

一点目は危機管理意識。

二点目は幹部職員(中堅も含め)に求められること、マネジメントやリーダーシップとは?職員、特に幹部職員の立ち振る舞い言動の如何によって、組織の力量が見極められること、そして最重要視しなければならない被災者や住民に対するスピードある判断対応ができるのか?にかかってくると感じている。

公務組織の資機材とは基本的にマンパワーであり、このマンパワーの性能を高めることこそが、有事に対応できる集団と成り得るのではないでしょうか?

## 11. 結論

巨木の幹(三重県)から多数ある枝の付け根に各階層の幹部職員がいて、その枝の付け根が強くないと根本から折れてします。その枝はさらに何本にも枝分かれしています。それぞれの枝の付け根がしっかりしていないと、風雪になびく小枝や葉は折れたり飛ばされたりして、巨木はやがて枯れ木となってしまいます。

それぞれの立ち位置で、自分が支える枝を成長させる義務があるのでしょう。

組織、各階層の職員に置き換えれば、人を動かす術を解し、かつ組織の土壌を醸成する義務がある、ということを意識する必要があると思います。

宮城県派遣という貴重な経験の場を与えられ、再認識し感謝しています。 以上